

# 平成 23 年度事業計画書

公益社団法人日本動物福祉協会

はじめに

平成 23 年度は国そのものが内外ともに厳しい状況に直面いたしますが、当協会も支部を含めた全体的な組織の整備や、効率的な運営を更に推進する年と考えております。

「動物の愛護及び管理に関する法律」も、来年度の再改正を前に、当協会も参画して検討が重ねられておりますが、虐待や遺棄の事例は後を絶たず、私共としては、自治体や警察による法適用の支援に、今後も全力を傾注して参ります。

また、各支部・連絡所と本部との連携を強化し、更なる経費の削減を図り、公益法人に相応しい効率的なネットワーク運営を目指す所存です。

当協会は、こうした方針の下に、我国の動物福祉活動の中核的存在として、今年度も様々な施策を展開して参ります。会員の皆様の一層のご支援、ご尽力をお願いする次第でございます。

## 1. 動物福祉事業

- (1) 来年の動物愛護法改正に向け、[動物との共生を考える連絡会]の幹事団体として国会議員・環境省に働きかけるほか、各種委員会に参画して提案し、セミナー等の開催を通じて、問題提起を図っていく。
- (2) 動物虐待や不適切飼育の改善要請を行い、法に基づいた告発も行なっていく。
- (3) 動物愛護管理法及び基準・条例の施行・適用を、自治体・警察に働きかける。
- (4) 犬・猫の過剰繁殖防止の為に、不妊去勢手術の普及を推進する。
- (5) 緊急災害時対策として、飼い主に対し平時からの啓発をすると共に、発生時には他団体と協働で、救助・救援活動を行う。
- (6) 国内のみならず、海外の団体との連携・情報交流を強化する。

## 2. 動物救護・譲渡事業

- (1) 救護を必要とする動物を助けるために、あらゆる努力をする。
- (2) 責任ある飼い主への、適正な動物の譲渡に努める。
- (3) シェルター建設のための準備作業を継続する。
- (4) 飼い主による個体識別法としてのマイクロチップの普及を推進する。
- (5) 神戸市動物管理センターにおける、神戸市と当協会CCクロの官民協働体制を堅持し、他の自治体でも動物収容施設のシェルター化実現を働きかける。

### 3. 教育及びPR活動

- (1) 当協会主催・共催のセミナーやシンポジウムを通して、動物福祉の理念の普及を図る。自治体や他の団体からの講演依頼等にも内容により対応する。
- (2) 動物愛護週間行事やその他の行事に参画し、改正動物愛護管理法の周知徹底及び、動物福祉理念の啓発を推進する。
- (3) 青少年の「命への感性・思いやりの心」を育むために、「動物愛護の作文コンテスト」を継続し、応募数の拡大に努める。
- (4) 様々な機会を通じて活動内容のPRを実践し、新規会員獲得につなげていく。

### 4. 支部関係

- (1) 本部と支部の意見交換を密にし、ネットワークを強化していく。
- (2) 支部の管理体制を強化し、公益団体に相応しい組織整備を図る。

### 5. 新規会員の獲得と募金活動

- (1) 上記の活動を通じて、協会の認知度を高め、新規会員の獲得及び活動基盤の拡大を目指す。
- (2) 新たなイベント企画の実施等により、募金活動の強化を図る。